

# 会社法 I 期末試験

\*注意:

- ・マークシートに記入をする時に解答箇所を間違えないよう、十分注意すること。
- ・マークは必ず鉛筆で行うこと。ペンでマークしたものは読取りができない。

## I. 次の問いに答えよ。

[第1問] (配点: 5点)

株式会社と民法上の組合の類似点と相違点に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。(解答番号1の解答マーク欄にマークせよ)

- ア) 株式会社の株主と、民法上の組合の組合員は、いずれも有限責任である。
- イ) 株式会社の株主は原則として株式を自由に譲渡することができ、民法上の組合の組合員も原則として組合員としての地位を自由に譲渡することができる。
- ウ) 株式会社の株主は会社から脱退して出資財産の払戻しを受けることが原則としてできないが、民法上の組合の組合員は組合から脱退して持分の払戻しを受けることができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

[第2問] (配点: 5点)

株式会社の機関設計に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。(解答番号2の解答マーク欄にマークせよ)

- ア) 公開会社は、取締役会を置かなければならない。
- イ) 取締役会設置会社は、監査役会を置かなければならない。
- ウ) 大会社は、会計監査人を置かなければならない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第3問〕（配点：5点）

株主平等の原則と利益供与に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号3の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株主優待制度は厳密には持株数に比例しない形で株主に特典を与えることが多いが、一般に、そのようなものも株主平等の原則には違反しないと考えられている。
- イ) 会社がある株主に経営陣にとって好ましい形で議決権を行使してもらうため、同株主の妻に利益を供与することも、会社法120条1項が禁じる利益供与に該当する。
- ウ) 最高裁判所の判例によれば、会社から見て好ましくないと判断される株主が権利を行使することを回避する目的で、当該株主から株式を譲り受けるための対価を供与する行為は、会社法120条1項に違反しない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第4問〕（配点：5点）

株主提案権に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号4の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 取締役会設置会社では、株主は、会社法または定款に定められた株主総会の権限に含まれない事項を株主総会の目的とすることを請求することができない。
- イ) 電力会社の株主が「当社では原子力発電を行わない」旨の定款規定の新設を株主総会の目的事項とすることを請求することは、株主総会の権限に含まれない事項を株主総会の目的とすることを請求していることになるため、許されない。
- ウ) 株主は、株主総会の会場で、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第5問〕（配点：5点）

株主総会の招集や議事に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号5の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 日本の上場会社の多くで定時株主総会が毎年6月下旬に開催される理由の1つが、議決権行使の基準日と株主が議決権を実際に行行使する日との間隔が1か月以内でなければならないという会社法のルールである。
- イ) 取締役・監査役等は、株主総会で株主が質問した事項について説明しなければならない。この説明は、一般に、平均的な株主が議題を合理的に判断するために客観的に必要な範囲で行われればよいと考えられている。
- ウ) 会社法の定める期間内に招集通知が発せられなかった場合、たとえ株主全員がその株主総会の開催に同意して出席し、株主総会の権限に属する事項につき決議をしたときであっても、決議は有効に成立しない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第6問〕（配点：5点）

株主総会の議決権や決議に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号6の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 会社法の規定によれば、原則として、1株あたり1個の議決権が与えられる。
- イ) A 会社は、定款で、議決権行使の代理人の資格を A 会社の株主に限る旨を定めているものとする。最高裁判所の判例によれば、A 会社の株主である B 会社が、その従業員（当該従業員は A 会社の株主ではないものとする）を代理人として A 会社の株主総会に出席させ、議決権を行使させることは、上記の定款規定に違反する。
- ウ) 書面による議決権行使をする場合、株主は、株主総会の会場に足を運ばなくとも、議決権を行使することができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第7問〕（配点：5点）

株主総会決議の取消しに関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号7の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株主総会の決議に取消事由がある場合に、決議の効力を争うためには、提訴期間内に決議の取消しの訴えを提起しなければならない。
- イ) 最高裁判所の判例によれば、決議の取消しの訴えをいったん提起すれば、提訴期間経過後に、取消事由を追加して主張することができる。
- ウ) 株主総会において、取締役への退職慰労金の支払いに関する決議に先立って、株主がその議案について質問をしたが、会社側は、会社法が定める説明の拒否事由がないにもかかわらず、説明を一切拒んだ。この場合には、決議は無効であるため、決議の取消しの訴えを提起しなくとも決議の効力を争うことができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第8問〕（配点：5点）

次のア) からウ) までの各場合のうち、株主総会決議が無効または不存在とされるものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号8の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 招集通知の発送が、法定の招集期間よりも2日遅れた。
- イ) 10人いる株主の中で、1人の株主にだけ剰余金の配当を行い、他の株主には剰余金の配当を行わない決議をした。
- ウ) ある会社の取締役Aに対して、著しく不当に高額な退職慰労金の支給が決議された。実は、Aはその会社の議決権の70%を有する株主でもあり、Aはその決議に際して賛成する旨の議決権行使をしたが、他の株主は全員、反対する旨の議決権行使をしていた。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

Ⅱ. 次の文章を読み、問いに答えよ。

会社法 423 条は、次のように定める。

第 423 条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下この節において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 取締役又は執行役が第 356 条第 1 項(第 419 条第 2 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に違反して (A) 第 356 条第 1 項第 1 号の取引をしたときは、当該取引によって取締役、執行役又は第三者（ア）の額は、前項の（イ）の額と推定する。

3 (B) 第 356 条第 1 項第 2 号又は第 3 号（これらの規定を第 419 条第 2 項において準用する場合を含む。）の取引によって株式会社に（ウ）が生じたときは、次に掲げる取締役又は執行役は、その任務を怠ったものと推定する。

（以下省略）

このような責任は、(C) 任務懈怠責任と呼ばれる。会社が自ら役員等の任務懈怠責任を追及しない場合のために、(D) 株主代表訴訟制度が設けられる。

〔第 9 問〕（配点：5 点）

空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記 1 から 6 までのうちどれか。（解答番号 9 の解答マーク欄にマークせよ）

1. ア＝に生じた損害、イ＝損害、ウ＝利益
2. ア＝に生じた損害、イ＝賠償、ウ＝利益
3. ア＝に生じた損害、イ＝損害、ウ＝損害
4. ア＝に生じた利益、イ＝賠償、ウ＝損害
5. ア＝に生じた利益、イ＝損害、ウ＝損害
6. ア＝に生じた利益、イ＝賠償、ウ＝利益

〔第10問〕（配点：5点）

下線部（A）は取締役の競業取引について定める規定である。これに関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号10の解答マーク欄にマークせよ）

会社法 356 条 1 項 1 号は、「取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき」と定める。ここでいう「自己又は第三者のために」とは、通説によれば、（ア）を意味する。また、現在は工作機械の製造・販売事業だけを行っている A 会社が、不動産賃貸事業を開始するための準備を進めているときに、A 会社の取締役が自ら不動産賃貸事業を行うことは、（イ）。取締役が会社法 356 条 1 項 1 号所定の取引をしようとするときには、会社法 365 条 1 項により、（ウ）において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1. ア＝自己または第三者に取引の実質的な利益が帰属すること  
イ＝会社法 356 条 1 項 1 号に該当する  
ウ＝取締役会設置会社では株主総会
2. ア＝自己または第三者に取引の実質的な利益が帰属すること  
イ＝会社法 356 条 1 項 1 号に該当しない  
ウ＝取締役会設置会社では取締役会
3. ア＝自己または第三者に取引の実質的な利益が帰属すること  
イ＝会社法 356 条 1 項 1 号に該当する  
ウ＝取締役会設置会社では取締役会
4. ア＝自己が相手方になるか第三者を代理・代表すること  
イ＝会社法 356 条 1 項 1 号に該当しない  
ウ＝取締役会設置会社では取締役会
5. ア＝自己が相手方になるか第三者を代理・代表すること  
イ＝会社法 356 条 1 項 1 号に該当する  
ウ＝取締役会設置会社では株主総会
6. ア＝自己が相手方になるか第三者を代理・代表すること  
イ＝会社法 356 条 1 項 1 号に該当しない  
ウ＝取締役会設置会社では株主総会

〔第11問〕（配点：5点）

下線部（B）は取締役の利益相反取引について定める規定である。これに関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号11の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) P会社の取締役AがQ会社の代表取締役でもある場合に、AがQ会社を代表してP会社と取引をしようとするときには、P会社の側で会社法所定の手続による承認を要する（Qの側での手続については考えなくてもよい）。
- イ) P会社の取締役AがQ銀行から金銭を借り入れ、このAの債務を保証するためにP会社がQ銀行との間で保証契約を締結しようとするときには、P会社の側で会社法所定の手続による承認を要する（Qの側での手続については考えなくてもよい）。
- ウ) P会社の取締役Aが自己の所有する不動産をP会社に売却したが（なお、P会社は不動産取引事業を営んでいないものとする）、この取引についてP会社の側で会社法所定の手続による承認を受けていなかった場合、最高裁判所の判例によれば、P会社は、Aが悪意であることを証明してはじめて、その無効をAに対して主張することができる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第12問〕（配点：5点）

下線部（C）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号12の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 最高裁判所の判例によれば、取締役の決定の内容が合理的でない限り、取締役は善管注意義務に違反するものとされる。
- イ) 最高裁判所の判例によれば、取締役が法令違反行為をした場合には、法令違反行為をしたことが善管注意義務に違反したとされてはじめて、取締役は任務を怠ったことになる。
- ウ) 取締役の善管注意義務違反が証明されたときに、取締役の側で自己に帰責事由がないことを証明して任務懈怠責任を免れる余地は、実質的にはないと考えられる。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第13問〕（配点：5点）

下線部（D）に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号13の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）株主代表訴訟を提起するためには、原則として、提訴請求を会社に対して行わなければならない。
- イ）取締役の任務懈怠責任を追及する株主代表訴訟で、監査役設置会社が原告側に共同訴訟参加するには、各監査役の同意を得なければならない。
- ウ）最高裁判所の判例によれば、株主代表訴訟で追及できる取締役の責任は、取締役の地位にもとづく責任に限られ、取締役の会社に対する取引債務についての責任はこれに含まれない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

### Ⅲ. 次の問いに答えよ。

〔第14問〕（配点：5点）

役員や会計監査人の選任や解任に関連する次のア）からウ）までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア）イ）ウ）それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号14の解答マーク欄にマークせよ）

- ア）役員や会計監査人の解任は、正当な理由がある場合に限ってすることができる。
- イ）役員職務執行に関して不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実があるにもかかわらず、その役員解任の議案が株主総会で否決された場合、会社法の定める持株要件・保有期間の要件を満たす株主は、役員解任の訴えを提起することができる。
- ウ）株主総会の普通決議の定足数は定款で排除することができるが、役員を選任または解任する株主総会の決議の定足数は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1までしか引き下げることができない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ



〔第15問〕（配点：5点）

株式会社の取締役会の権限に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号15の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 最高裁判所の判例によれば、代表取締役が、取締役会の決議を経ずに、重要な業務執行に該当する取引を、会社を代表してした場合に、そのような取引は相手方が善意・無過失であっても無効である。
- イ) 最高裁判所の判例によれば、代表取締役が、取締役会の決議を経ずに、重要な業務執行に該当する取引を、会社を代表してした場合に、そのような取引の無効は、原則として会社だけが主張することができる。
- ウ) 公開会社の取締役会は、内部統制システムの整備を決定しなければならない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第16問〕（配点：5点）

株式会社の監査に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号16の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) A 会社の監査役は、A 会社の使用人を兼ねることができない。
- イ) 監査役会設置会社において、会計監査人の選任議案の内容は取締役会が決定するが、この議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。
- ウ) 監査役会が監査の方針等を決定する場合も、その決定によって監査役の権限の行使を妨げることはできない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第17問〕（配点：5点）

株式会社の代表権に関連する次の文章の空欄ア～ウに当てはまる語句の組み合わせとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。（解答番号17の解答マーク欄にマークせよ）

（ア）は、会社の代表権を有する。会社法349条5項によれば、代表権に加えた制限は、（イ）。また、会社法354条は、「株式会社は、代表取締役以外の取締役が社長、副社長その他株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該取締役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う」と定める。同条に関する最高裁判所の判例によれば、第三者に重過失がある場合（ウ）。

1. ア＝代表取締役  
イ＝善意の第三者に対抗することができない  
ウ＝には、会社はその責任を免れる
2. ア＝代表取締役  
イ＝相手方に悪意または過失があるときには無効である  
ウ＝にも、会社はその責任を免れない
3. ア＝代表取締役  
イ＝善意の第三者に対抗することができない  
ウ＝にも、会社はその責任を免れない
4. ア＝代表取締役および業務担当取締役  
イ＝相手方に悪意または過失があるときには無効である  
ウ＝にも、会社はその責任を免れない
5. ア＝代表取締役および業務担当取締役  
イ＝善意の第三者に対抗することができない  
ウ＝には、会社はその責任を免れる
6. ア＝代表取締役及び業務担当取締役  
イ＝相手方に悪意または過失があるときには無効である  
ウ＝には、会社はその責任を免れる

〔第18問〕（配点：5点）

株式会社の取締役の報酬に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号18の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 基本報酬について、株主総会では取締役全員分の最高限度額だけを定め、個人別の額を定めないことは、会社法361条1項に違反しない。
- イ) ストック・オプションとは、取締役の報酬として会社の株式を交付するものをいう。
- ウ) 退職慰労金について、支給基準を示した上で、その基準に従って具体的な金額等を定めることを取締役会に一任する趣旨で株主総会決議が行われたのであれば、会社法361条1項に違反しない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第19問〕（配点：5点）

役員等の第三者に対する責任に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号19の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 最高裁判所の判例によれば、会社法429条1項の責任を追及する場合、第三者は、任務懈怠について取締役の悪意または重大な過失を主張し立証すればよい。
- イ) 代金支払いの見込みがないことを知りつつ取締役が会社を代表して商品を仕入れたことを理由に同商品の売主Aが会社法429条1項にもとづいて取締役の責任を追及する場合、Aが被った損害は直接損害である。
- ウ) 通説によれば、直接損害事例では、「第三者」には会社の株主は含まれない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

〔第20問〕（配点：5点）

企業の営利性や目的に関連する次のア) からウ) までの各記述のうち、正しいものだけをすべて挙げたものは、後記1から6までのうちどれか。なお、ア) イ) ウ) それぞれの記述は独立しているものとせよ。（解答番号20の解答マーク欄にマークせよ）

- ア) 株主に剰余金の配当を受ける権利を与えないが残余財産の分配を受ける権利を与える株式会社の定款の定めは、有効である。
- イ) 学校法人は、非営利法人である。
- ウ) 最高裁判所の判例によれば、株式会社の行う政治献金は、会社の目的を遂行するうえで必要な行為とはいえ、目的の範囲内の行為とはいえない。

1. ア    2. イ    3. ウ    4. アイ    5. イウ    6. アウ

以上

[解答]

〔第1問〕 3    〔第2問〕 6    〔第3問〕 4    〔第4問〕 1    〔第5問〕 2  
〔第6問〕 6    〔第7問〕 1    〔第8問〕 2    〔第9問〕 5    〔第10問〕 3  
〔第11問〕 4    〔第12問〕 3    〔第13問〕 1    〔第14問〕 5    〔第15問〕 2  
〔第16問〕 6    〔第17問〕 1    〔第18問〕 6    〔第19問〕 4    〔第20問〕 4